

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（農林水産省）

制度名	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例 (農村地域における工業等導入地区の内外の資産)		
税目（条文番号）	所得税・法人税（措法第 37 条第 1 項の表第 8 号、第 37 条の 4、第 65 条の 7 第 1 項の表第 8 号、第 65 条の 8、第 65 条の 9、第 68 条の 78、第 68 条の 79、第 68 条の 80）		
見直しの内容	<p>所得税は平成 23 年 12 月 31 日まで、法人税は平成 23 年 3 月 31 日までの適用期限となっている本措置について、延長要望を行わない。</p> <p>（制度の概要）</p> <p>農村地域及び誘致区域以外の地域内にある土地等、建物又は構造物を譲渡し、実施計画において定められた工業等導入地区内にある土地建物等又は機械装置等を取得して 1 年以内に事業の用に供した場合(供する見込みである場合)には、譲渡所得の譲渡収入金額が買換資産の取得価格以下の場合は譲渡収入金額の 80% (譲渡資産の譲渡収入金額が買換資産の取得価格を超える場合は取得価格の 80%) に相当する部分について譲渡所得の課税の繰延べを認める。</p>		
廃止又は縮減の理由	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の增收見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="width: 40%;">0 百万円 (一百万円)</td> </tr> </table> <p>本措置の現状は次のとおりである。</p> <p>①制度創設から約 40 年を経過している【昭和 46 年創設】</p> <p>②直近過去 5 年間の適用実績が僅少であり、今後も増加する見込みがない</p> <p>これらを踏まえ、租税特別措置の見直しに関する基本方針に基づき、政策目標の実現に向けた手段としての有効性等を厳格に検証した結果、政策手段としての合理性、有効性、相当性の観点から廃止することとする。</p>	平年度の增收見込額 (制度自体の減収額)	0 百万円 (一百万円)
平年度の增收見込額 (制度自体の減収額)	0 百万円 (一百万円)		